

[事案 2020-50] 名義変更手続遡及取消請求

・令和3年5月18日 和解成立

<事案の概要>

年金受取時の贈与税の課税に関する説明がなかったことを理由に、名義変更手続を取消し、贈与税のかからない契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年3月に、妻を契約者、被保険者、年金受取人、妻の父母を死亡給付金受取人として契約した個人年金保険について、平成4年7月に名義変更手続（契約者、年金受取人、死亡給付金受取人を夫に変更）を行い、同年8月に名義変更手続（年金受取人を妻に変更）を行ったが、以下等の理由により、一連の名義変更手続を取り消し、本来の贈与税のかからない契約に戻して欲しい。

- (1) 募集人より、夫の勤務先の団体扱契約にすれば保険料が安くなるが、夫を契約者とした場合、死亡給付金受取人が妻だと贈与税が発生すると言われ、平成4年7月に、契約者および死亡給付金受取人を妻から夫に変更したが、それに伴い年金受取人も夫に変更になっていた。
- (2) その後、募集人に、妻が受け取ることを目的とした年金として契約したものであるにもかかわらず、名義変更手続により夫が年金受取人となっている旨を伝え、平成4年8月に契約者は夫のまま年金受取人を妻に変更したが、その際、この契約形態だと年金受取時に贈与税が発生するという点について説明を受けなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約の際に妻に交付した「ご契約のしおり・約款」に、年金受取人が契約者以外の場合、年金受給権の取得時に贈与税が課税されること等の記載がある。
- (2) 贈与税課税の可能性について、当社に積極的に注意喚起すべき義務があったとまではいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、名義変更手続時の状況等を把握するため、申立人および苦情対応者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。